漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域並びにぶりに関する令和８管理年度（令和８年７月１日から令和９年６月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和８年６月30日に定めた。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海系群Ａ海域	京都府ずわいがに漁業	25トン
ぶり	京都府ぶり漁業	試行水準